

令和6年度 城南区地域包括ケア推進会議

日時： 令和6年12月5日（木）16時～17時
場所： 城南区役所 3階 大会議室

会議次第

I 開 会

II センター所長あいさつ

III 委員等紹介

IV 会長・副会長選任

V 会長あいさつ

VI 議 題

- 1 令和5年度高齢者保健福祉相談事業（報告）
- 2 城南区地域包括ケアに関する取り組み（報告）
 - （1） 令和6年度専門部会
 - （2） その他地域包括ケアに関する取り組み

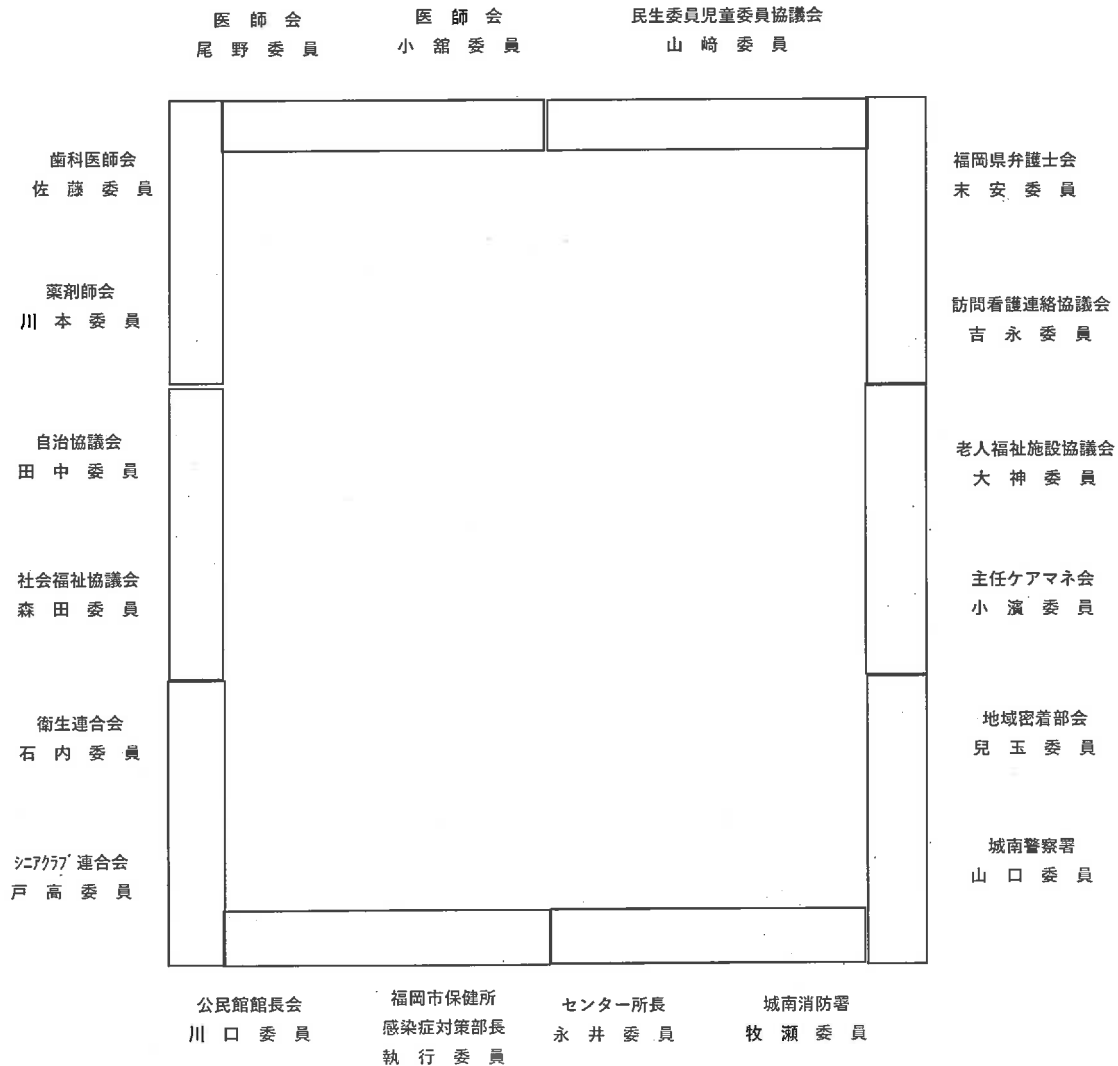
VII 連絡事項・お知らせ

VIII 閉 会

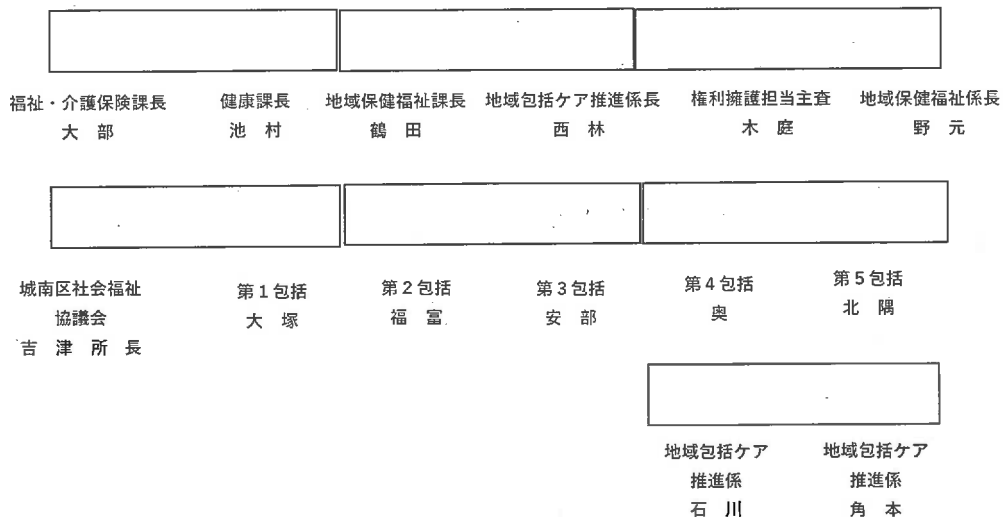
令和6年度城南区地域包括ケア推進会議 座席表

(前方)

場所：城南区役所大会議室



傍
聴
席



福岡市城南区地域包括ケア推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 高齢者が、個人として尊重され、人生の最期まで住み慣れた地域で、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健（予防）・医療・介護・生活支援・住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指して、区における地域づくりや資源開発、多職種間のネットワーク構築、権利擁護等の推進を図るため、関係機関・団体及び行政等の代表者からなる城南区地域包括ケア推進会議（以下「区推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 区推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、区における地域包括ケアの推進に必要な検討、協議を行う。

- (1) 地域の関係機関・団体等のネットワーク構築に関すること。
- (2) 高齢者地域支援会議や圏域連携会議では解決できない地域課題の抽出・検討に関すること。
- (3) 区の問題解決に必要な地域づくり・資源開発に関すること。
- (4) 区の問題解決に必要な政策形成に関すること。
- (5) その他、区における地域包括ケアの推進に関し必要な事項。

(組織)

第3条 区推進会議の委員は、区保健福祉センター、関係団体及び関係機関の役員等をもって構成する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者並びに職能団体等
- (2) 医療サービスに関する事業者及び職能団体等
- (3) 介護保険以外の地域資源又は地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者団体等
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 福岡市
- (6) その他、地域包括ケアの推進のために必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、任期中であっても委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 区推進会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、区推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、区推進会議の議長となる。
- 3 会長は、必要に応じ、区推進会議に委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 区推進会議は、必要に応じて次の部会（ワーキング会議）を設置する。

- (1) 在宅医療・介護部会
- (2) 権利擁護部会
- (3) 生活支援・介護予防部会
- (4) その他、地域包括ケアの推進のために必要と認められるもの

- 2 原則として、各部会（ワーキング会議）の検討状況は、区推進会議へ報告する。

(会議の公開)

第8条 区推進会議は原則公開とする。ただし、会議における協議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

- 2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第9条 会議を非公開とすることを決定したときは、委員及びその他会議に出席した者は、当該会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 区推進会議の事務局は、城南区保健福祉センター地域保健福祉課に置く。

(報告)

第11条 事務局は、区推進会議で検討、協議された内容を、福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課に報告する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、区推進会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 最初の区推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、城南区保健福祉センター所長が招集する。
- 3 城南区高齢者サービス調整会議設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

地域包括ケアに関する推進体制について（平成27年度以降）

参考資料

役割	各種会議について	各種会議の参加者等
市レベル 評価・政策形成	【市地域包括支援センター運営協議会】 ◆前年度事業報告・今年度事業計画報告 ◆実績評価 ◆区・センターの取り組み報告 ◆区・センターへのフィードバック など 【地域包括ケアシステム推進会議】 ◆地域包括ケアに関すること ◆市レベルのネットワーク構築 ◆区・センターへのフィードバック ◆施策への反映、予算への反映 など	【市地域包括支援センター運営協議会】 ＜目的＞福岡市地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保 その他センターの円滑かつ適正な運営を図る。 ＜事務局＞地域包括ケア推進課 ＜参加者＞介護事業者、職能団体、介護保険の被保険者、地域ケアに関する学識経験者 など 【地域包括ケアシステム推進会議】 ＜目的＞福岡市の地域包括ケアシステム構築に向けて、行政及び関係団体等が、主体的な取り組みを行うとともに、相互の連携強化を図り、システムのあり方を検討する。 ＜事務局＞地域包括ケア推進課 ＜参加者＞職能団体、介護事業者、地域包括ケアに関する学識経験者 など
区レベル 地域づくり・ネットワーク構築・資源開発・支援	（※高齢者サービス調整会議を変更）【地域包括ケア推進会議】 ◆「高齢者地域支援会議」や「圏域連携会議」では解決できない地域課題の抽出 ◆地域課題の検討及び解決に向けた取組に関する協議 ◆権利擁護に関する啓発、関係機関の連携づくり ◆地域包括支援センターの活動に関する情報発信、意見交換、協議 ◆関係機関の協力体制を構築するための専門部会の設置 ◆地域包括ケア推進に向けた地域づくりや多職種間でのネットワークづくり など 在宅医療・介護部会 権利擁護部会 生活支援・介護予防部会 地域包括支援センター連絡会議 介護予防事業所等との連絡会議 処遇困難事例 ケアマネ等とのネットワークづくり会議	【地域包括ケア推進会議】 ＜目的＞区における地域包括ケアの推進に向けて地域づくりや資源開発、多職種間のネットワーク構築、権利擁護の推進などを図るため、各機関の代表者などから成る推進会議を設置する。 なお、同会議において、地域包括ケア推進の中核的役割を担う地域包括支援センターについて、より地域に密着した活動の実現を目指し、情報発信や意見交換等を行う。 ＜事務局＞各区地域保健福祉課 ＜参加者＞職能団体、介護事業者、民生委員、自治協議会、社会福祉協議会、衛生連合会、地域包括支援センター など ＜部会について＞ ・「在宅医療・介護部会」：医療と介護のネットワークが構築され、効率的・効果的にきめ細かなサービスの提供を目指す。 ・「生活支援・介護予防部会」：高齢者が社会的役割を担うことが生かされ、介護予防につながるため、同一部会で高齢者への多様な生活支援の提供のしくみを併せて協議し、地域における高齢者支援と生活支援の基礎づくりを目指す。 ・「権利擁護部会」：高齢者の権利擁護や虐待への連携した取り組みについて協議。 なお、部会については、保健・医療・介護・福祉などの分野で実働する職員を中心に構成し、会議、研修会、意見交換会、事例勉強会等を行うものとする。
概ね中学校区レベル 地域課題発見・課題解決・ネットワーク構築・資源開発・支援	【圏域連携会議】 開催エリアは1圏域ないし複数圏域 ◆地域課題の抽出 ◆上記の地域課題に対する対応策を検討 ◆関係機関とのネットワークを構築 ◆専門的知見を活かした取組みの推進 など 生活支援・介護予防部会 地域包括支援センター連絡会議	【圏域連携会議】 ＜目的＞圏域における多職種連携のためのネットワーク構築や個別支援会議に おいて事例検討抽出された地域課題の検討を行う。 また、事例検討などを通じ、専門職種の質の向上を図る。 ＜事務局＞地域包括支援センター（当面は、各区地域保健福祉課が支援する） ＜参加者＞地域課題の解決に貢献できる者・団体、介護事業所、訪問看護、医療機関 など 例）居宅介護支援専門員、訪問看護師、医師、民生委員、自治協議会 など
小学校区レベル 地域課題の発見・解決	【高齢者地域支援会議】 ◆地域課題の発見 ◆地域課題の解決のための具体的な取り組みの検討、実施 ◆地域団体とのネットワーク構築 など 個別支援 個別支援 個別支援 ※校区によっては、【校区保健福祉事業懇談会】の機会を活用するなど 実情に応じたものとする	【高齢者地域支援会議】 ＜目的＞個別課題の解決を図るため、校区等における地域の生助力（見守り等の生活支援）を醸成するネットワーク構築を行う。 また、個別課題の蓄積等により地域における課題を発見し、上記ネットワークを活用して解決に向けた取り組み等について検討する。 ＜事務局＞各区地域保健福祉課／地域包括支援センター ＜参加者＞地域課題の解決に貢献できる者・団体 など 例）民生委員、自治協議会、社会福祉協議会、衛生連合会 など
個別レベル 個別支援	※上記の推進体制において、個別支援から政策形成までの各機能が有効に発揮され、施策化されたものが市民へと還元されていく。	【個別支援】 事例に応じた多職種による個別の連絡調整とタイムリーな支援 ※個別ケース検討は、地域包括支援センターがコーディネート機能を担当。

令和6年度 城南区地域包括ケア推進会議名簿

◇城南区地域包括ケア推進会議委員

(20名) 任期：令和9年7月31日まで

※R6年度新任

団体名・職名	氏名	備考
城南区医師会会長	小舘 満太郎	※
城南区医師会副会長	尾野 健一	
城南区歯科医師会専務理事	佐藤 賢一	
城南区薬剤師会会長	川本 健司	
城南区自治協議会連絡会議代表	田中 博	欠席
城南区民生委員児童委員協議会会長	山崎 龍二	
福岡市社会福祉協議会城南区運営部会部会長	森田 壽子	※
城南区衛生連合会会長	石内 絵衣子	
城南区シニアクラブ連合会会長	戸高 輝美	
城南区公民館館長会会長	川口 和代	※
福岡県弁護士会代表	未安 大地	
城南区訪問看護ステーション連絡協議会代表	吉永 美華	※
福岡市老人福祉施設協議会代表	大神 季子	
認知症の人と家族の会世話人	古賀 真紀子	欠席
城南区主任ケアマネ会会長	小濱 和子	※
城南区地域密着型サービス部会世話人	兒玉 真人	
城南警察署生活安全課長	山口 眞哉	※
城南消防署署長	牧瀬 竹彦	※
福岡市保健医療局保健所感染症対策部長	執行 睦実	
城南区保健福祉センター所長	永井 信	※

(順不同・敬称略)

◇城南区地域包括ケア推進会議関係課等

(9名)

所 属 部 署	氏 名	備考
保健福祉センター福祉・介護保険課課長	大部 尚子	
保健福祉センター健康課課長	池村 宏子	※
福岡市社会福祉協議会 包括支援課長	石橋 夕紀子	※ 欠席
福岡市社会福祉協議会 城南区社協事務所所長	吉津 翼	
城南第1地域包括支援センター	大塚 侑里	
城南第2地域包括支援センター	福富 優子	
城南第3地域包括支援センター	安部 美樹	
城南第4地域包括支援センター	奥 友香	
城南第5地域包括支援センター	北隅 薫	

◇城南区地域包括ケア推進会議事務局

(6名)

所 属 部 署	氏 名	備考
保健福祉センター地域保健福祉課 地域保健福祉課長	鶴田 奈穂子	
保健福祉センター地域保健福祉課 権利擁護担当主査	木庭 史博	※
保健福祉センター地域保健福祉課 地域保健福祉係長	野元 正子	
保健福祉センター地域保健福祉課 地域包括ケア推進係長	西林 直美	※
保健福祉センター地域保健福祉課 地域包括ケア推進係員	石川 葉子	
保健福祉センター地域保健福祉課 地域包括ケア推進係相談員	角本 由美	

城南区地域包括ケア推進会議 資料

令和6年12月5日(木)

1 令和6年度城南区地域包括ケア推進会議委員等名簿

2 議題1 令和5年度高齢者保健福祉相談事業(報告)

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 城南区の状況について | P1 |
| (2) 城南区における相談状況について | P2 |
| (3) 高齢者に対する虐待防止、早期発見等の権利擁護の支援について | P3-5 |
| (4) 認知症高齢者支援について | P6-7 |
| (5) 介護予防事業について | P8 |
| (6) 令和5年度城南区地域包括ケアに関する取組み | P9 |

議題2 城南区地域包括ケアに関する取組み(報告)

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 令和6年度専門部会 | |
| ア 在宅医療・介護部会 | P10 |
| イ 権利擁護部会 | P11 |
| ウ 生活支援・介護予防部会 | P12 |
| (2) その他地域包括ケアに関する取組み | |
| ア 地域包括ケア会議の開催状況 | P13 |
| イ 城南区医師会による在宅医療・介護連携推進事業 | P14- |

3 その他(お知らせなど)

【参考資料】

- ☐ 福岡市認知症の人の見守りネットワーク事業のご案内
- ☐ 福岡市認知症オレンジちゃんねる
- ☐ わたしが伝えたい大切なこと～マイエンディングノート～

1 令和5年度高齢者保健福祉相談事業

(1) 城南区の状況について

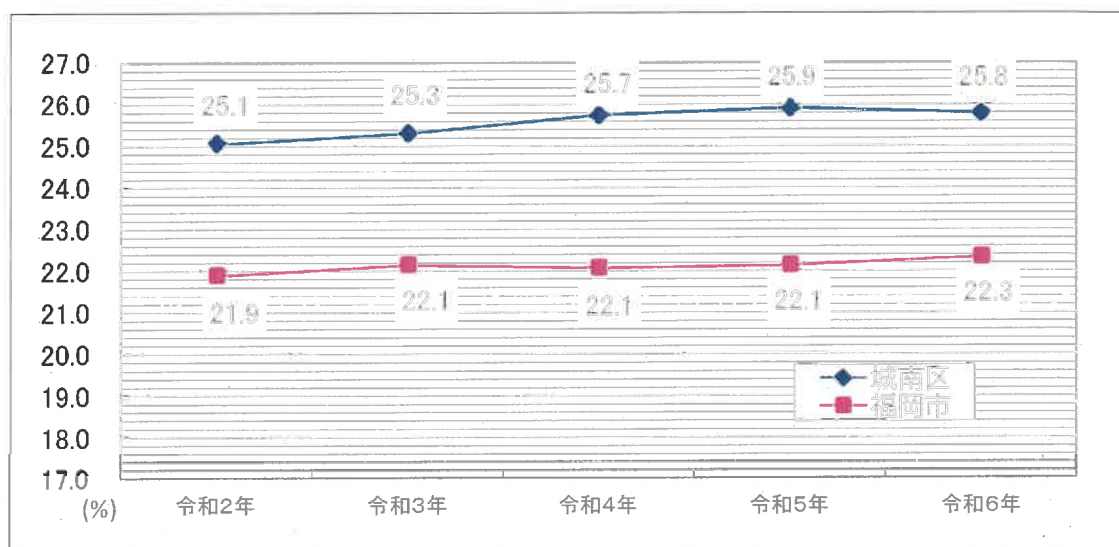
ア 城南区の高齢者人口と高齢化率

(人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
城南区	総人口	125,842	126,244	124,839	124,912	127,134
	65歳以上	31,544	31,952	32,126	32,359	32,784
	高齢化率	25.1%	25.3%	25.7%	25.9%	25.8%
	75歳以上	15,356	15,538	16,208	16,909	17,748
	高齢化率	12.2%	12.3%	13.0%	13.5%	14.0%
福岡市	総人口	1,561,188	1,568,381	1,580,205	1,591,367	1,605,533
	65歳以上	341,649	347,095	348,496	352,066	358,359
	高齢化率	21.9%	22.1%	22.1%	22.1%	22.3%
	75歳以上	163,887	166,183	173,428	181,904	192,149
	高齢化率	10.5%	10.6%	11.0%	11.4%	12.0%

(※住民基本台帳 各年9月末時点)

イ 城南区の高齢化率の推移



ウ 要介護・要支援認定者数 (1号被保険者)

</

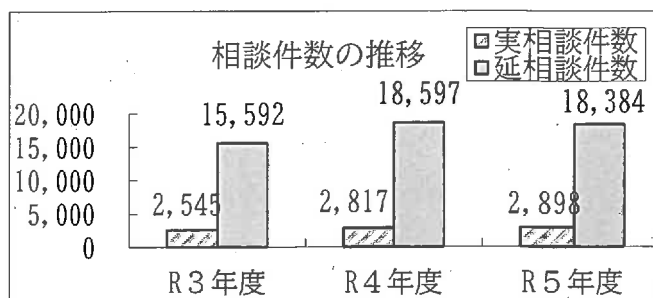
(※福岡市データ分析システム ケアビジョン より各年5月末時点を抽出)

(2) 城南区における相談状況について

ア 高齢者に関する総合的な相談

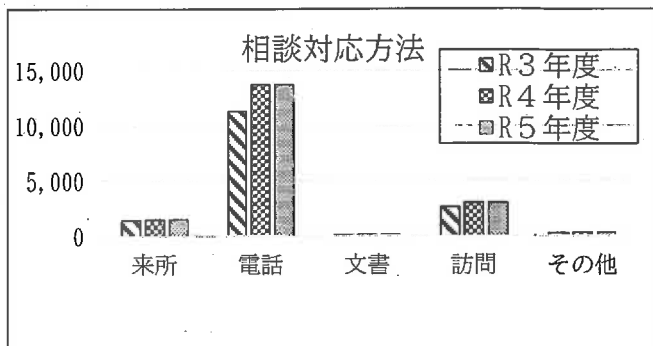
(ア) 相談件数

	R3年度	R4年度	R5年度
実相談件数	2,545	2,817	2,898
延相談件数	15,592	18,597	18,384



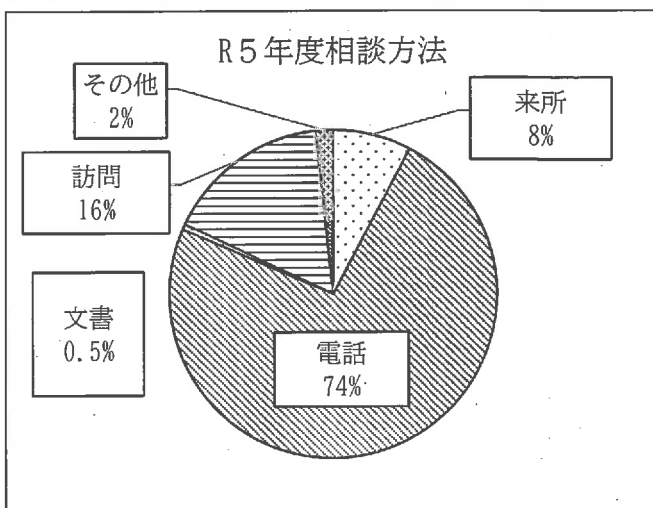
(イ) 相談対応方法 (延件数)

	R3年度	R4年度	R5年度
来所	1,367	1,445	1,470
電話	11,267	13,710	13,823
文書	30	99	65
訪問	2,641	3,022	2,805
その他	287	323	221
計	15,592	18,599	18,384



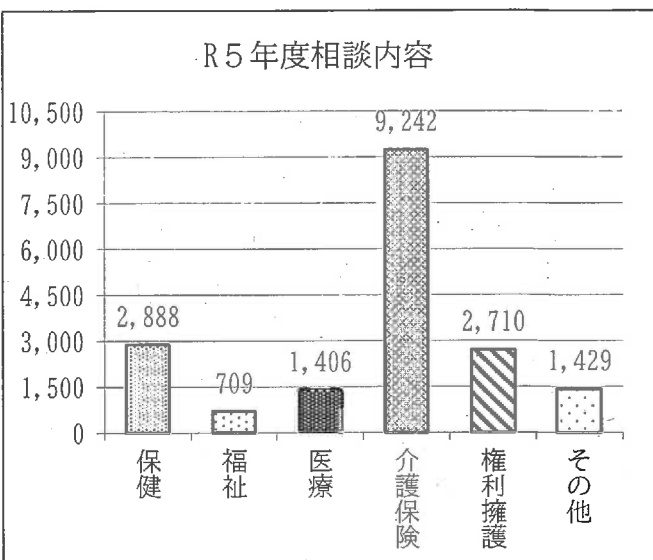
(ウ) 相談者内訳 (延件数)

	R5年度
本人	5,313
同居の家族	2,020
別居の家族及び親族	2,177
友人知人	212
区役所・市役所	1,203
警察署・消防署	184
地域包括支援センター	1,167
障がい者基幹相談センター	61
その他の行政機関	82
病院・一般診療所	1,727
歯科診療所	15
薬局	17
居宅介護支援事業所	2,151
居宅サービス事業所	621
介護予防委託事業所	13
施設	176
地域	90
民生委員・児童委員	640
社会福祉協議会	129
民間サービス事業者	198
権利擁護機関	67
後見人・保佐人・補助人	15
その他	100
不明	6
計	18,384



(エ) 相談内容 (延件数)

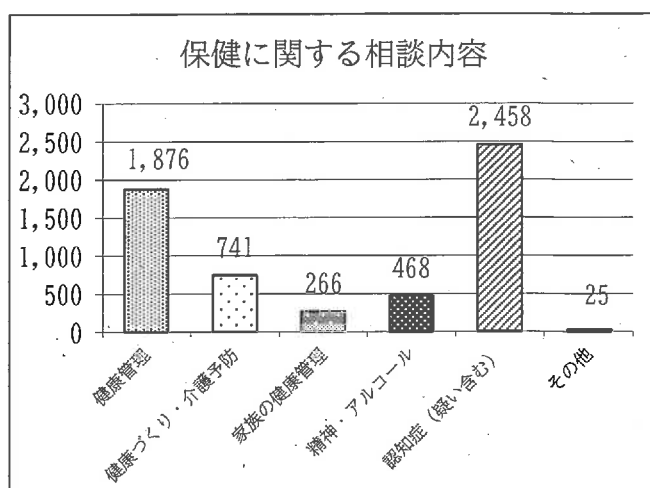
	R5年度
保健	2,888
福祉	709
医療	1,406
介護保険	9,242
権利擁護	2,710
その他	1,429
計	18,384



イ 各相談内訳

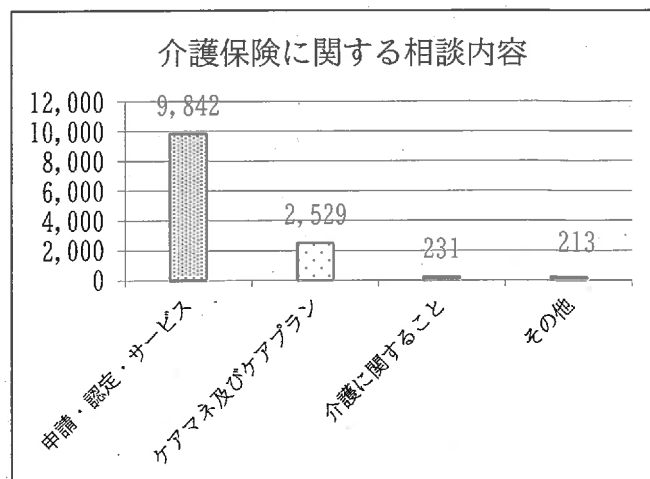
(ア) 保健に関する相談

保健	R5 年度
健康管理	1,876
健康づくり・介護予防	741
家族の健康管理	266
精神・アルコール	468
認知症（疑い含む）	2,458
その他	25
計	5,834



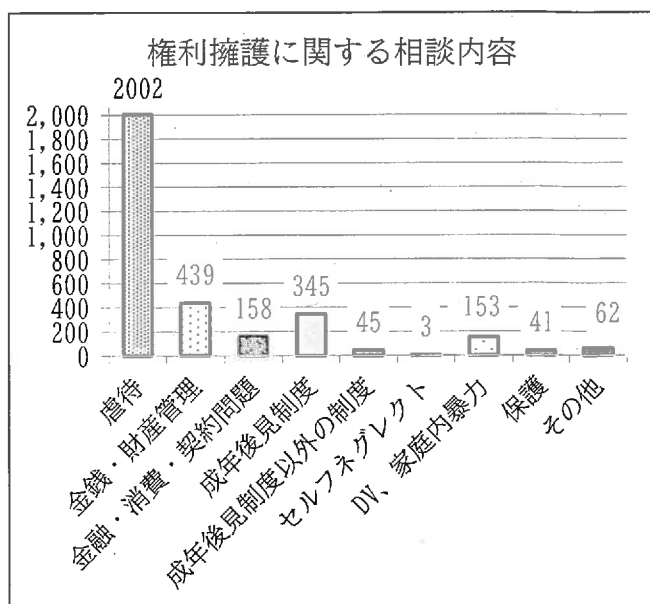
(イ) 介護保険に関する相談

介護保険	R5 年度
申請・認定・サービス	9,842
ケアマネ及びケアプラン	2,529
介護に関すること	231
その他	213
計	12,815



(ウ) 権利擁護に関する相談

権利擁護	R5 年度
虐待（疑い含む）	2,002
金銭（財産）管理	439
金融・消費・契約問題	158
成年後見等の制度に関すること	345
成年後見制度以外の制度	45
セルフネグレクト	3
DV・家庭内暴力	153
保護（虐待・DV除く）	41
その他	62
計	3,248



(3) 高齢者に対する虐待防止、早期発見等の権利擁護の支援について

高齢者に対する虐待防止や認知症高齢者の財産を守る等の権利擁護支援を行う。

個々の事例に応じ、法テラス、消費生活センター、警察署、社会福祉協議会等の関係機関と連携し問題解決を図り、必要に応じて成年後見制度等の利用支援を検討する。

ア 養護者による高齢者虐待統計

(ア) 相談受理件数について

[表1] 相談・虐待件数

※市の数値は令和6年10月時点

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
相談受理件数	28件	281件	28件	342件	41件	396
虐待件数	14件	113件	11件	148件	18件	144

[表2] 相談者（通報・届出を含む） *重複あり

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
介護支援専門員	16	145	12	170	21	174
介護保険事業所職員	1	13	2	16	2	19
医療機関従事者	2	18	1	22	3	21
近隣住民・知人	0	4	2	9	2	13
民生委員	0	11	1	11	0	17
本人	2	13	1	14	0	9
家族・親族	2	24	0	18	1	31
虐待者自身	1	1	0	11	0	15
行政職員	0	23	0	18	0	21
警察	2	18	7	43	11	62
その他・不明	2	25	2	27	1	26
計	28	295	28	359	41	408

(イ) 虐待状況について

[表3] 虐待の種類 *重複あり

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
虐待実人数	14人	117	11人	151	18人	146
身体的虐待	11	77	8	99	14	106
介護等の放棄	0	27	1	40	0	25
心理的虐待	3	38	2	46	7	57
性的虐待	0	0	0	0	0	1
経済的虐待	3	26	1	20	0	18

[表4] 被虐待者の性別

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
男 性	0	24	0	28	6	38
女 性	14	93	11	123	12	108
計	14	117	11	151	18	146

[表5] 養護者（虐待者）の属性

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
同居	11	95	10	136	16	120
非同居	3	22	1	13	2	22
その他	0	0	0	2	0	4
計	14	117	11	151	18	146

[表6] 被虐待者から見た虐待者の続柄 *重複あり

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
夫	6	35	4	41	5	39
妻	0	7	0	13	2	15
息 子	4	45	3	47	5	50
娘	3	21	2	30	4	27
息子の配偶者	0	2	0	2	0	3
娘の配偶者	0	1	0	1	0	0
兄弟姉妹	0	0	0	8	1	6
孫	0	0	2	3	0	3
その他	1	9	0	8	1	9
不明	0	0	0	0	0	0
計	14	120	11	153	18	152

(4) 認知症高齢者支援について

ア 認知症高齢者の早期発見・保護

(ア) 認知症の人の見守りネットワーク事業

行方不明となった認知症高齢者を早期発見・保護するため、また、家族の負担を軽減する為、警察・区役所・地域などの協力のもとに行うネットワーク。

a 登録制度

事前に、氏名・住所・連絡先・特徴・写真等を警察や保健福祉センターなどに登録し、行方が分からなくなったときの早期発見・保護や保護された時の身元確認ができるようにする。

(登録制度登録者数)

	城南区	福岡市
R3年度末	109人	1002人
R4年度末	110人	987人
R5年度末	114人	1119人

b 捜してメール

登録された人が行方不明になった時、行方不明の状況等を検索にご協力くださる協力事業者・協力サポーターへメールで一斉配信し、検索に協力していただくことで、早期発見・早期保護につなげる。

※協力サポーター数 7415名 / 協力事業者 1098 (R6.3.31現在)

(捜してメール利用者数)

	城南区	福岡市
R3年度末	88人	815人
R4年度末	90人	803人
R5年度末	95人	862人

c 検索システム

(a) ステッカー

行方不明になる可能性のある認知症の人の持ち物にステッカーを貼付しておくことで、発見者がステッカー記載のフリーダイヤルに電話しID番号を入力すると、事前に登録した介護者等の連絡先に自動転送され、個人情報を守った状態で直接通話ができる。

※令和4年3月31日で終了し検索機器(GPS端末)に変更。新規の受付は不可。

それまでの利用者は希望があれば継続可能。

(b) 検索機器(GPS端末機) ※令和4年4月1日から開始。

認知症により行方不明になる可能性がある人にGPS端末機を身につけていただき、行方が分からなくなったときに、家族介護者等がコンタクトセンターへの電話やスマートフォン専用アプリを利用して位置情報や移動履歴を確認し、早期発見・保護を図る。

(検索システム利用者数)

	城南区	福岡市
R3年度末	4人	42人
R4年度末	5人	45人
R5年度末	3人	55人

(C)一時保護事業

警察に保護された認知症高齢者のうち、警察署より老人福祉施設等における保護の要請のあった者について、迅速且つ適切な保護を行うことで事故防止を図る。

(令和5年度) 契約施設 25施設 / 城南区実績 2件

イ 成年後見人市長申立

認知症等、能力の低下がみられる高齢者に関する相談件数は年々増加しており、なかでも親族等の支援が望めない高齢者単独の世帯は日常生活に支障をきたしている場合が多い。このような支援を要する高齢者の身上監護や財産管理を行い、自分らしい生活ができるよう支援するための有効な手段として「成年後見制度」がある。認知症が進行し後見制度の活用が必要となっているが、親族等本人に代わって家庭裁判所に開始申立ができない場合は、市長が本人または親族に代わって申立を行っている。

市長申立 件数	R3年度		R4年度		R5年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
	6	68	4	65	3	90

※後見人に支払う報酬助成の拡大について（令和4年6月1日より）
市は、市長申し立てを行った被後見人のうち、資産が生活保護水準を下回り、後見人への報酬支払が困難な被後見人に、その費用の一部または全額を助成している。
令和4年6月1日から、対象拡大により本人、配偶者、4親等以内の親族が申し立てを行った場合にも適用されることになった。
（ただし、後見人が弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職に限る）

ウ 認知症サポーター養成講座

認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る、「認知症サポーター」を一人でも増やし、安心して暮らせるまちを、みんなで作っていくことを目指して、講座を実施している。地域住民の方で、概ね10人以上のグループを対象に約90分の講座を行う。講師は専門研修を受講した「認知症キャラバン・メイト」。受講後は認知症サポーターカードを配布している。

(認知症サポーター養成講座開催状況)

	城南区		福岡市	
	実施回数	サポーター 養成人数	実施回数	サポーター 養成人数
R3年度	9回	602人	142回	4,636人
R4年度	10回	467人	188回	5,974人
R5年度	14回	393人	237回	8,604人

エ 城南区認知症キャラバン・メイト連絡会

認知症キャラバン・メイト養成研修を受講した「認知症キャラバン・メイト」を対象に、講座の質の向上や、認知症の人の見守り支援などの地域づくりについて意見交換を行う。

(認知症キャラバン・メイト連絡会開催状況)

	実施回数	参加者数
R3年度※	—	—
R4年度	1	5
R5年度	1	12

※令和3年度は計画するも新型コロナウイルス感染症拡大の影響で参加者が少なく状況鑑み中止とした。

(5)介護予防事業について

ア 生き生き講座

高齢者が要介護・要支援状態になることを予防し、健康で生き生きとした生活を営むことができるように健康づくりや介護予防をテーマとした講座を、保健福祉センターや地域の公民館で実施する。

(単位：人)

	開催件数	参加者数(延)
令和3年度	75回	935
令和4年度	121回	1,850
令和5年度	92回	1,389人

イ フレイル予防教室

参加者がフレイル予防について正しい知識を身につけ、要介護状態に陥るリスクの少ない日常生活を継続して送ることができるように保健福祉センター等で実施する。

(令和3年度までは「認知症予防教室」を実施。)

(単位：人)

	開催件数	参加者数(延)
令和3年度 (「認知症予防教室」)	18回	199
令和4年度	20回	245
令和5年度	20回	266

ウ よかトレ実践ステーション

※H29年度開始

高齢者の主体的な健康づくり・介護予防の取り組み推進のため、多くの市民が参加できる場「よかトレ実践ステーション」の登録を推進する。

	登録数	登録校区(全11校区)
令和3年度	73団体	11
令和4年度	76団体	11
令和5年度	71団体	11

エ 介護予防教室(委託事業)

生活機能が低下している高齢者を対象に、地域包括支援センターが教室参加を勧奨し、継続して介護予防に取り組むことができるように実施する。

(単位：人)

	開催件数	参加者数(延)
令和3年度	20回	100
令和4年度	25回	178
令和5年度	30回	244

城南區

令和6年3月末現在	
〇概況	
【人口動態、地形、生活環境等の地域特性】 城南区は市のほぼ中央部に位置する住宅・文教地区である。区内を縦貫する地下鉄七隈線や横断する平城外環通等の整備により、交通利便性の向上が図られている。大規模団地に加え中小の宅地開発が進み、急速に市街地化・住居の定住化が進んだ結果、全市平均を上回るスピードで高齢化が進み、高齢化率が全市で1番高い状況である。	人口（人） 126,564 高齢者数（人） 32,614
【高齢者の状況（高齢化率や介護保険受給者状況）】 高齢化率は全市で1番高く、別府校区の20.2%から堤丘校区の34.8%と校区でも幅があり、特にUR等大規模団地を抱える町内では高齢化が進んでおり、独居・閉じこもりや認知症、8050問題等の高齢者支援の取組みが急務となっている。	高齢化率（%） 25.8
【社会資源（介護サービス事業所や医療機関、地域コミュニティの状況）】 地域における高齢者向けのサロンのヤカガキ等は新型コロナウイルス感染症の影響で、活動を中止した地域も多かったが、R4年度から徐々に活動が再開しており、現在は以前に戻っている。医療機関や介護施設等の分佈は圏域毎に異なり、病院は区内9か所、区内の相国大学病院は、平成26年に認知症疾患医療センターの指定を受けている。	小学校区数 (自治協議会数) 11 いきいきセンター 圏域数 5

1000000

市民の医療・介護等については事前に備える必要性への意識は、まだ低い印象がある。在宅医療・介護に関する市民啓発が、今後更に必要である。医療・介護の専門職は各団体で計画された研修会に出席し、多職種間の連携強化、質向上を図られていくことが、今後ますます加速する高齢化への対応を進めていたために、専門職の更なる在宅医療・介護に関する知識向上及び連携強化を進めていく必要がある。

認知症高齢者や単身、高齢者の増加に伴い、食料管理や消費税率等に関する権利増加に対する相談が増加している。支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活を送ることができるよう、地域での見守りなどを含めた関係機関との連携が一層求められている。

介護予防については、またトロンクス・モーションの密着推進により、目標登録数を達成しているが、メンバーの減少や活動日の縮小など登録を辞退する団体が増加傾向にある。既存団体の活動の継続と支援を強化するとともに、身近な場所での取組みを実施できるような新たな団体の創出等取組みが必要である。

- ①在宅医療・在宅介護の推進に向けた取り組み
【市役所発案】
・これからどんな人生を歩みたいか、自分らしく最期を迎えるために前もって考える取り組みであるACPの重要性について講演会を行う。
 - ・インディグノート・チャプレンとしてのACPのPR活動の継続。
 - 【専門医向け】
・ACP死別ケアのみをめぐるのではなく、「もしもの時のために、自らが望む生活や医療、介護について、前もって考え、周囲の信頼する人たちに繰り返し話し合いつけよう」ということをケアマネジャーや専門職へ啓蒙していくことが必要である。これはケアマネジャー本来の役割、支援者の本質であるため、ACP（意思決定支援）の研修を継続して実施。
 - ・本人の意思決定能力やACPの支援方法を困難や疑問を感じた場合など、チームで情報共有しチームで考え、本人たちと繰り返し話し合っていくことが大切である。適切な意思決定支援のプロセスを固めると、チームで対応できるよう支援する。
 - ・高齢者における心身の変化について正しく理解していない場合は、対応方法を間違えることもあり、適切な支援にはつなげにくい。認知・意識・発声発語・長食嚥下機能など高齢者の理解を深める研修会を実施予定。
 - ・個別支援会議等に参加し、ACPの視点で検討するよう支援する。
 - ・インディグノート・チャプレンとしてのACPのPR活動の継続。

DOI: 10.1002/for

よかへ実践ステージ」施設は、令和2年度以降、計画的に創出を行っており、県内全ての公民館等が登録されている。今後、身近な場所での取り組みが継続できるように活動支援を強化するとともに新たな集いの場創出にも取り組む。また、eスポーツを活用した活動支援が行えないか検討を行っている。

1

援会議の傾向など

護予防型個別支援会議

『よかトレ』は、おはようございます。』
→県内に全ての公民館がよかトレ情報源として登録→

令和5年7月の公民館連絡会で、館長、主事を対象によかトレポスター（はつらつメイト）賛成講座を開催しました！

令和5年7月、毎月最後の日、お互いが

城野区にある11の公民館では、「等価曜日」を決めて「よか公民館講座前の開館時間を利用して」など、工夫を凝らして地域住民の健康づくりに協力いただいています。地域の身近な集いの場である公民館がよかトレ実践ステージンになりました。ことで、フレイル予防の一つである『社会参加』を促すことにも役立っています。

よかトレポスター（はつらつメイト）賛成講座
→おはようございます。』
→県内に全ての公民館がよかトレ情報源として登録→

令和5年7月、毎月最後の日、お互いが

城野区にある11の公民館では、「等価曜日」を決めて「よか公民館講座前の開館時間を利用して」など、工夫を凝らして地域住民の健康づくりに協力いただいています。地域の身近な集いの場である公民館がよかトレ実践ステージンになりました。ことで、フレイル予防の一つである『社会参加』を促すことにも役立っています。

けた取り組み

「ACPIが活用した環境は、大変素晴らしい！」	令和4年度、地域ネットワーク支援費が城南地区のケアマネジャーに対してACPIに関する施設訪問を起っており、家族から聞き取り決めているという意見だ。ACPIは未来ケアマネジャーの業務分野に欠かせない。聞き合い方を学ぶ必要を鑑み、今回研修会を企画した。ACPIにおける意思決定の仕方、受けとめ方、向き合い方を養ってケアマネジャーの未来の役割を再認識することを目的とした。この前に「ACPIの考え方」とした、アンケートでも「参考になった」という結果がほとんどであった。方、向き合い方を字で教えることを考える。
園地遊歩会	会誌回数：1回 第3回園地（内江・南片江） 研修内容：地域で活躍する者の顔の見える関わり、お互いの役割の関わり 開催状況

1

＜市民向け＞①将来に備える「初めてのアドバンス・ケア・プランニング」を実施。目的はACPを結果として、事前に今後の生活、大事にしているものなど話をするのが大切であること、本人・両配偶でまよわぬと考える。

く専門講座へ①7月3日城南区認知症サポーター・ネット連絡会を開催。目的は認知症について、家族から生の声を聞くことで家族の思いや心の変化について知ることができた。常磐、バビ、メンの会後の活動のバリエーションとつながりについて話す。

②講演・ワググ支援者の本質～支援者としての心得』の実施。29名の参加。大変興味深い参加されていた。

・区域包括ケア 推進企画開催状況	・区域包括ケア推進会議：1回 高齢者保健福祉相談事業等 専門部会：①在宅医療、介護部会：1回 ②権利擁護部
-----------------------------	--

する取組み、事業所

1997

[illegible]

2 城南区地域包括ケアに関する取り組み (1) 令和6年度専門部会

ア 在宅医療・介護部会報告書

【日 時】令和6年10月25日(金) 19時から20時

【場 所】城南区役所別館 講堂

【参加者】委員9名、事務局4名、城南区地域包括支援センター(第1・第3)2名

【報 告】福岡市の取り組み一部紹介、城南区の取り組み

【議 題】対応の難しい課題を複合的に抱えているケースについて意見交換
市地域包括ケアアクションプラン 2021～2026 の重点テーマ③の複合課題への対応について、事前アンケートで各委員から現状、気づいた時の対応、困難さや改善点・感じていること等の意見を集約、課題や困難さを中心に意見交換(委員が司会進行)

委員からの意見等(抜粋)	
現 状	アンケート結果からは、各団体とも、老々介護・精神疾患や理解力低下、経済的困窮、KP不在、脳血管疾患や頭部外傷等からの高次脳機能障害、ダブルケア等の課題を抱えるケースに対応している(全国同様様々な要因が複雑に絡み合っている)
気 づ い た 時 の 対 応	★まずは、事業所内や院内で共有しカンファレンスを実施。地域包括支援センターやケアマネジャー等関係機関に相談している。 ●チームで動くことが重要だが、多職種の様々な考えがあり、支援の統一感がないことがあった。情報共有や役割分担は実際どの様に行い、誰が中心なのか。 →支援に動き出す前に共通認識を持つことはチームで動く上で重要。評価、共有を繰り返し、進捗状況を管理。中心となる人はケースの現段階の課題の内容により異なる。ケアマネジャーが集約することが多い。 →気づいた時点で包括へ相談を。誰が中心に動くかは相談内容に応じて検討。 ●支援の始動には関係機関の集まる場が必要。役割分担と支援後の評価が必要。 ●個別支援会議後や支援後はどうなっているのか。振り返りが大切。
困 難 さ や 改 善 点 、 感 じ る こ と 等	★高齢者夫婦のみ世帯で、夫婦共に認知症の場合関係づくりに時間がかかる。 ★家族に遠慮がちな高齢者や本人が暴力等について隠している際の対応は本人、家族との対応に苦慮する。 →もともと口調の荒い家庭もある。コミュニケーションの取り方が重要。会うことによって信頼関係が構築されるのではないかな。 ★これが課題なのかと考えてしまい、ケアマネジャーに相談してよいのかと迷うケースもある。又ケアマネジャー自身と一緒に抱えこんでいる事もある。 →こういう時に第三者へ相談できたらと思う。 →個別支援会議や事例検討会によりケアマネジャーも振り返りができる。 ★振り返りの機会を持つことは大切。全体をまとめるコーディネーターが必要。 →コーディネーターはこの方、というダイレクトな決め方にはならないが包括やケアマネジャーが多い印象。型にはめると動きにくい場合も。横断連携が大切。 →抱えている課題がケースにより違うので連携機関も変わる。今後も個別支援会議の開催は必要と考えている。
ま と め	○気づいた時点で包括やケアマネジャー等への連絡が早期対応につながる。 ○個別支援会議や事例検討会等で支援前から支援後まで複数回振り返る機会をもつ。

イ 権利擁護部会報告書

【日 時】令和6年9月26日（木）14時から15時30分

【場 所】城南区役所 大会議室

【参加者】委員11名、事務局5名、

オブザーバー（地域包括支援センター、城南区社協）5名

【報 告】高齢者の権利擁護・虐待に関する相談等業務実績

【議 題】虐待と養護者支援について（意見交換）

事前アンケートを踏まえ事例をもとに委員それぞれの立場・視点から意見交換

委員からの意見等（抜粋）	
事前アンケート	●過去の経験で養護者に原因がある高齢者虐待事案の原因と思われたこと ①高齢・障がい・認知症等に対する理解不足、 ②障がい、体調不良、精神不安状態、 ③理解力や介護力の低下や不足 の順番で続く。 ●養護者支援に向けて重要だと思われること ①事業者間の連携や個別支援会議などを通じた支援体制の充実、 ②伴走しながらの粘り強い支援、 ③分離等の行政による速やかな措置、 ④養護者を孤立させない、地域ぐるみの支援や関係構築と養護者の介護負担やストレス軽減、レスパイト等の支援体制 の順番で続く。 ●関係機関の円滑な相互連携（推進）に向けて重要なこと ①ケアカンファレンスや地域ケア会議等連携の機会の充実、 ②区や地域包括支援センターによる、問題の整理や調整、 ③ケアマネジャーの負担軽減 の順番で続く。 ●要護者支援の視点で虐待をとらえた場合に、行政、地域包括ケア推進会議で共有したい要望 ・虐待指定は医療側の抵抗感に繋がり医療連携のハードルになる場合もある ・虐待対応における「養護者支援」の必要性を積極的に市民に啓発する必要がある ・養護者を孤立させないための「粘り強い・継続的な支援体制」づくりも重要
意見交換まとめ	★できるだけ多くの支援者が、チームとして繋がり、見守り、支えていく ★世帯が抱える課題の共有と解決には地域包括支援センターが実施する「個別支援会議」を関係各機関は積極的に活用し、参加して欲しい ★特に精神疾患等の課題がある養護者には、医療・障がい福祉サービスに繋がるよう、専門機関との連携が重要 ★経済的課題には、生活保護も視野に日頃から保護課と連携を図っていく。 ★養護者支援には時間を要するため、粘り強く長期的視点でアプローチが必要 ★日頃からの見守りとして、事業者にとどまらず、民生委員をはじめとする、地域（共助）の協力を得る ★課題に応じた役割分担が重要、ケアマネジャーに負担が集中しないよう工夫する。 ★行政は、認知症に対する理解促進を啓発していく

ウ 生活支援・介護予防部会報告書

【日 時】令和6年10月25日（金）19時から20時

【場 所】城南区役所 大会議室

【参加者】委員16名（2名欠席）、事務局5名

【報 告】令和5年度 各会議の取り組み状況について

令和5年度 城南区地域保健福祉課 生活支援・介護予防に関する取組状況

令和6年度 福岡市社会福祉協議会城南区社協事務所 生活支援・介護予防に関する取り組み状況

【議 題】世代を超えてつながる地域づくりについて（意見交換）

昨年度、「みんながつながる地域づくり」をテーマに意見交換を実施。その中で、担い手不足の課題に対し、若い世代に関心を持ってもらうため、多世代が関われる場が必要、多世代間の関わりを通じて自然発生的に生まれるつながりが次の担い手育成、さらには地域包括ケアシステムそのものになっていくとの内容を城南区地域包括ケア推進会議にて報告している。令和6年度は、地域コミュニティ活性につながる「多世代交流」にスポットをあて、委員の所属団体の活動を共有し、連携について検討することを目的にテーマを設定し、意見交換を実施した。

委員からの意見（抜粋）

●多世代交流事業について

3世代交流事業としてeスポーツを実施。区内大学生も参加。大学生は、初めて会った子どもと高齢者が楽しそうに交流する姿に感動していた。

●子どもへのアプローチについて

PTA 活動が衰退してきているという現状の中で、地域と小学校や中学校との関係づくりが重要と感じる。学校と一緒にアプローチ方法を検討していくことが重要と思われる。

●若い世代へのアプローチについて

若い世代の中にも地域活動に興味関心がある人はいるが、地域でどのような活動がされているのか情報が届きにくい。地域活動の見える化が必要だと感じる。

●各世代がお互いの考えを知り、課題解決について話し合う場の必要性について

世代が違えば考え方が全く違うということを念頭に置いておくことが大事。若い世代や子育て世代の参加を促すには、その世代の当事者に話し合いの場に参加してもらい、自分が属する世代に呼び掛けてもらう方法を企画してもらうことが有効と思われる。

区地域包括ケア推進会議への報告事項

★ 担い手の育成を見据えた多世代交流の取り組みの意味や必要性をわかりやすく見える化し、情報発信していくことが必要

★ 世代を超えてつながるためには、それぞれの世代の考えの違いを理解し、多世代と一緒に意見を共有しアイデアを出し合うことが必要である。

(2) その他地域包括ケアに関する取り組み

ア 地域包括ケア会議の開催状況 (R6.10月末現在)

(ア) 個別支援会議(介護予防型個別支援会議) 19回 23件 (うち予防型:2回6件)

(イ) 高齢者地域支援会議

【目的】地域における課題を発見し、課題の解決に向けて、各校区や町内会で地域における支え合い助け合いの仕組みづくりに向けた取り組みやネットワークの構築等について検討を行う。

【参加者】自治協議会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、シニアクラブ、その他地域団体、区社協、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等

【開催状況】

校区	日時 (参加数)	テーマ・内容	結果及び今後の課題等
南片江	7月4日 (45人)	南片江校区高齢者地域支援会議 ・令和5年度第3圏域連携会議報告 ・南片江4丁目および東油山3丁目と油山緑寿園による災害時相互協力協定報告 ・グループワーク	町内ごとのグループワークでは、町内の良い点と課題を挙げ、校区役員の担い手不足や、見守り活動の難しさ等の課題を共有した。課題解決に向け、地域と事業所が相互協力可能な内容(事業所PT派遣、送迎車の空き時間の活用等)を協議した。今後も課題解決に向け、協議の場の設定が必要。
別府	7月16日 (11人)	つなぐまちべふネット定例会 ・定例会の運営について ・参加事業所の近況報告 ・校区からの依頼についての情報提供、情報共有 ・医療機関の参加について	定例会の企画は行政、当日の運営は参加事業所が主体となって実施。今後の定例会の運営方法や校区からの依頼内容について検討できた。今後は、事業所ネットワーク活動をより発展させていくため、在宅医療機関の参画について調整が必要。
別府	9月9日 (34人)	別府校区ふれあいネットワーク会議 ・校区概況について ・見守りマップ作りについて ・個別避難計画について ・ふれあいネットワーク9班ごとに見守りマップと個別避難計画作成	見守りマップと個別避難計画の作成では、班によっては、見守り側の人材不足が課題として挙がっていた。また、校区全体の課題として、防災訓練は小学校との連携が不可欠であること、マンションが多い校区のため、水害・台風よりも地震への対応策検討が必要であること、見守り対象者の中で優先順位が高い方の把握ができていないことが挙がった。避難訓練時に今回作成したマップ等の活用や担い手確保をどう図っていくか検討が必要。
田島	9月21日 (54人)	田島校区見守りマップ作成 ・町内ごとに見守りマップ作成 ・避難行動要支援者名簿について	校区の特徴として、町内ごとで特徴が異なり、校区全体で同じ取り組みをすることは難しい状況がある。見守りマップ作成を通じて、各町内の状況を情報共有でき、町内単位でのネットワーク強化につながった。今後も連携強化の取り組みが必要。

イ 城南区医師会による在宅医療・介護連携推進事業

(ア) 市民向け健康セミナー

学んで予防 福岡大学 健康セミナーのうち、毎年3月開催分を城南区医師会との共催とし講演を行っており、令和5年度は令和6年3月7日に開催

(イ) 在宅医療“多職種連携”研修会

歯科医師会・薬剤師会とも共催で年3回在宅医療・介護に関わる職種向けの研修会を開催。

今年度は

9月27日（金）、11月25日（月）の2回開催

第76回 学んで予防！

《福大病院 健康セミナー》

城南区医師会による「在宅医療・介護連携推進事業」の講演

開催日 2024年3月7日(木)

開催時間 午後2時30分～午後4時00分
(入場開始 午後2時00分から)

参加
無料

会場 福岡大学病院 福大メディカルホール

テーマ 住み慣れた地域で自分らしく
～在宅医療と介護について～Ver.4

総司会 福岡大学病院 医療情報部 診療部長 吉田 陽一郎



演題 ①「当院における在宅医療・介護連携について」
原クリニック 副院長 原 裕一



②「訪問看護ってなに!？」
医療法人社団 江頭会 さくら病院 訪問看護ステーションさくら
訪問看護師 新泉 美智恵



③「認知症疾患医療センターの役割について
～受診方法と診察の流れ～」
福岡市認知症疾患医療センター
福岡大学病院認知症疾患医療センター
副センター長 合馬 慎二



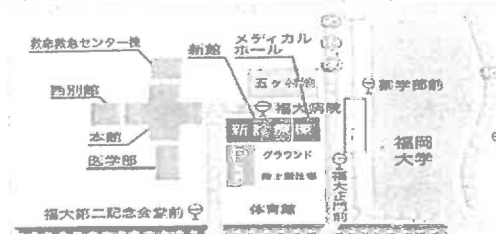
- ★ 定員300名(定員を超えた場合は、第2会場(定員150名)での聴講となります。
入場整理券を当日の午後1時15分より新館1階栄養相談室前にて配布します。
- ★ 事前の申し込みは不要です。
- ★ 講座の様子は、後日当院のYouTubeチャンネルにて配信する予定です。
- ★ 当院は、地下鉄七隈線「福大前駅」と地下通路で直結しています。
- ★ 車でご来院の方は外来駐車場をご利用ください。(有料)

主催:福岡大学病院

後援:城南区医師会・早良区医師会・福岡市城南区

(問い合わせ先)福岡大学病院 医療情報部

☎092-801-1011(内線2584)



学んで予防！《福大病院 健康セミナー》YouTube配信日程

配信年月日		時間	テーマ	
			院内	院外
第77回	2024年6月19日(水)	13:00～	AYA世代のがんについて	未定
第78回	2024年9月18日(水)	13:00～	子どものこころのケアについて	未定
第79回	2024年12月18日(水)	13:00～	慢性腎臓病・透析・腎移植について	未定
第80回	2025年3月 ※日付未定	未定	在宅医療と介護について	未定

※開催日程やテーマは変更となる場合があります。

※第80回は集合形式での実施を予定しております。

ただし、感染状況を鑑みて変更となる場合があります。

令和6年度
城南区Aブロック在宅医療“多職種連携”研修会
＜ブロック支援病院：鳥飼病院＞

関係各位

城南区では、各ブロック支援病院が中心となり、毎年ブロックごとに多職種連携研修会を開催しております。Aブロック研修会は鳥飼病院が中心となり、下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせのうえ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

参加ご希望の方は下記よりお申込みください。

城南区医師会 会長 小舘 満太郎

日 時 9月27日(金) 19:00～21:00 ※受付開始 18時30分

場 所 福岡大学病院 中央棟(旧新館) 地下1階 「多目的室」

※スターバックスコーヒー奥
城南区七隈7丁目45-1

症 例 「退所後、自宅か施設か迷う母と娘へのサポート
～多職種からみた在宅へのサービス提案～」

内 容 グループワーク

対 象 城南区圏域所属の在宅医療・介護に関わる職種の方々

定 員 64名

申込締切 9月24日(火)まで

申込方法 ①、②いずれかの方法にてお申込みください。

①以下のURLまたは二次元バーコードより、参加登録フォームにアクセスし、必要事項をご入力ください。

②下欄参加申込書に必要事項をご記入のうえ、福岡市医師会 医療介護推進課宛 FAX(852-1510)にてお申込みください。

主 催 城南区Aブロック地域リーダー、城南区医師会、城南区保健福祉センター

留意事項 福岡大学病院駐車場利用の際は、駐車券の減免処理(無料)を行いますので、研修会受付時にご提示ください。

＜URL・二次元バーコード＞

URL: <https://x.gd/7Tyw0>

二次元バーコード:

＜城南区Aブロック在宅医療多職種連携研修会参加申込書＞



氏名	ふりがな	所属(医療機関・事業所等)	職種

【お問い合わせ】

福岡市医師会 医療介護推進課
担当：古庄・石原・林

TEL: 092-852-1527

メール: suishinshitsu@city.fukuoka.med.or.jp

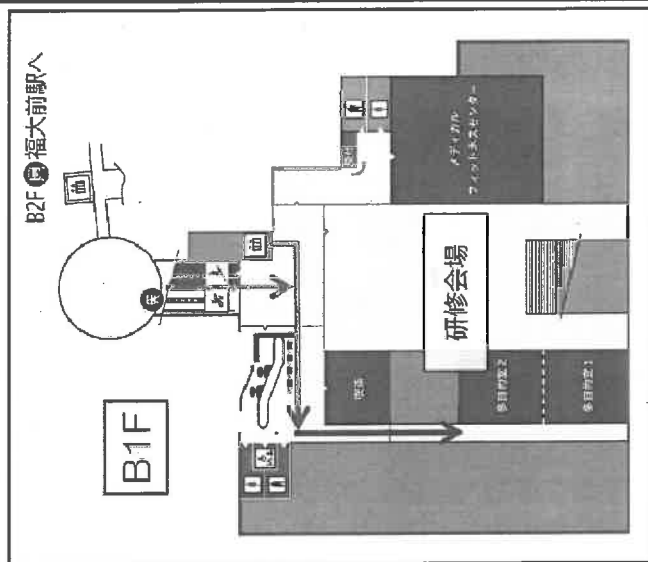
＊ 城南区多職種連携 研修会 へ参加される方へ ＊



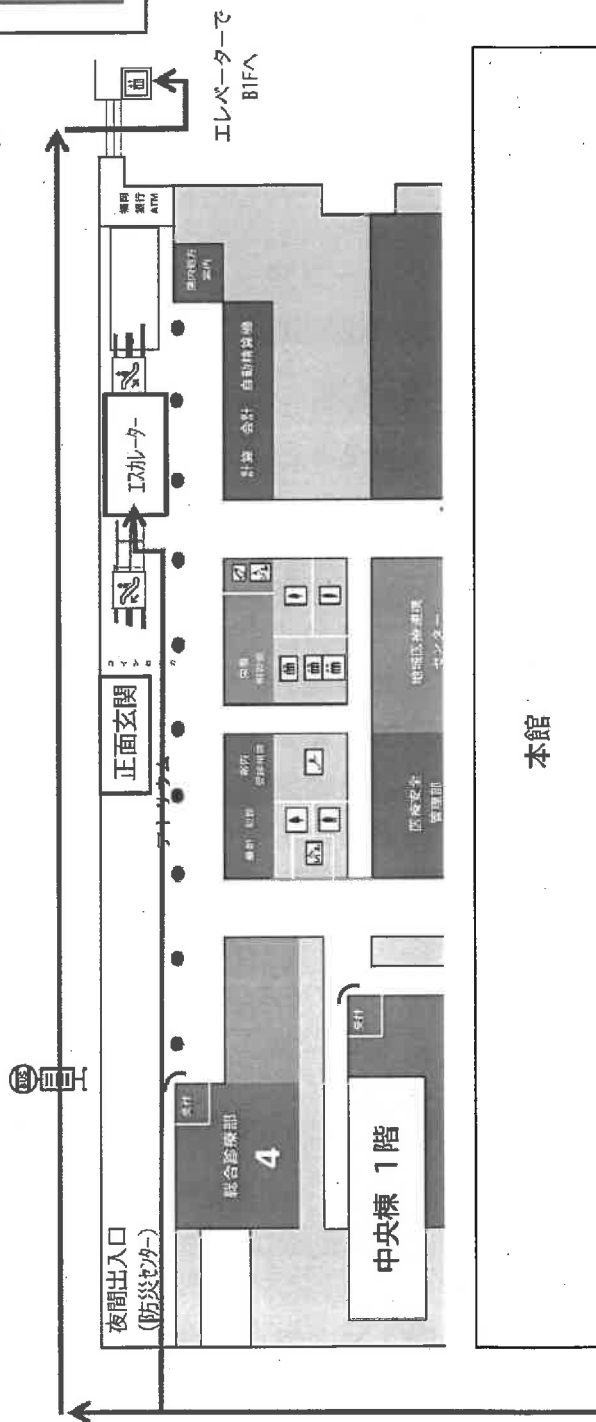
地下鉄でお越しの方
七隈線「福大前駅」よりエレベーターもしくはエスカレーターで地下1階へお越しください。



外来駐車場をご利用の方
夜間出入口(防災センター)より建物内へ入り、エスカレーターで地下1階へ降りる、もしくは正面玄関前を通りメディカルホール前のエレベーターを使用して地下1階へお越しください。



地下鉄入口 →



本館

外来駐車場
方面

令和6年度
城南区Cブロック在宅医療“多職種連携”研修会
＜ブロック支援病院：長尾病院＞

関係各位

城南区では、各ブロック拠点病院が中心となり、毎年ブロックごとに多職種連携研修会を開催しております。Cブロック研修会は長尾病院が中心となり、下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせのうえ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

参加ご希望の方は下記よりお申込みください。

城南区医師会 会長 小舘 満太郎

日 時 11月25日(月) 19:00 ※受付開始 18時30分

場 所 福岡大学病院中央棟(旧新館) 地下1階「多目的室」
※スターバックスコーヒー奥 城南区七隈7丁目45-1

テ ー マ 「進行性の多彩な症状を呈する神経難病症例の生活を多職種で支える
ー職下リハビリおよび在宅での栄養補給法について検討ー」

内 容 ①症例説明 ②グループワーク ③発表 ④質疑応答 ⑤総評

対 象 城南区圏域所属の在宅医療・介護に関わる職種の方々

定 員 64名

申込締切 11月22日(金)まで

申込方法 ①、②いずれかの方法にてお申込みください。

①以下のURLまたは二次元バーコードより、参加登録フォームにアクセスし、
必要事項をご入力ください。

②下欄参加申込書に必要事項をご記入のうえ、福岡市医師会 医療介護推進課宛 FAX(852-1510)にてお申込みください。

主 催 城南区Cブロック地域リーダー、城南区医師会、城南区保健福祉センター

留意事項 福岡大学病院駐車場利用の際は、駐車券を研修会受付までお持ちください。

＜URL・二次元バーコード＞

URL : <https://forms.gle/r8vv8PK2JsRa9BoQ8>

二次元バーコード :



＜城南区Cブロック在宅医療多職種連携研修会参加申込書＞

氏名	所属(医療機関・事業所等)	職種

【お問い合わせ】

福岡市医師会 医療介護推進課
担当：古庄・石原・林

TEL : 092-852-1527

メール : suishinshitsu@city.fukuoka.med.or.jp

城南区 包括圏域区分のブロック別一覧表

ブロック	世話役(支援)病院	包括	担当 小学校区	区 域
Aブロック	福岡鳥飼病院 (武田病院、安藤病院)	城南第1	城南、別府、鳥飼 (城南区内)	荒江1丁目、荒江団地全域、飯倉1丁目、 城西団地全域、田島2丁目16番、21～25番、 茶山1丁目・4～6丁目、鳥飼4～7丁目、 七隈1～2丁目、七隈3丁目1～8番、15～20番、 別府1～7丁目、別府団地全域
		城南第5	田島	田島1～6丁目、 (ただし2丁目16番、21～25番を除く) 茶山2～3丁目、友丘1丁目
Bブロック	さくら病院 (佐田整形外科病院、 松永病院、晴明病院)	城南第2	金山、七隈	大字梅林全域、梅林1～5丁目、金山団地全域 友丘4～6丁目、七隈3丁目9～14番、21～23番、 七隈4～8丁目、千隈1～2丁目、 松山1丁目3～20番、松山2丁目
		城南第3	片江、南片江	片江1～5丁目、神松寺1丁目1～21番、 神松寺2～3丁目、堤2丁目13～31番、 西片江1～2丁目、東油山2～3丁目、 松山1丁目1～2番、南片江1～6丁目
Cブロック	長尾病院	城南第4	堤、堤丘、西長住 (城南区内)	宝台団地全域、堤1丁目、堤2丁目1～12番、 堤団地全域、樋井川1～7丁目、東油山1丁目、 東油山4～6丁目、大字東油山全域
		城南第5	長尾	神松寺1丁目22～23番、友丘2～3丁目、 長尾1～5丁目、友泉亭全域

* 城南区多職種連携 研修会 へ参加される方へ *



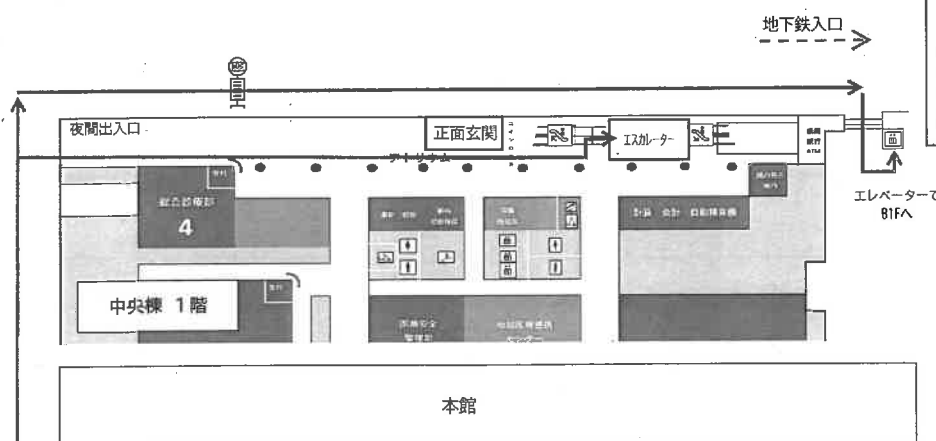
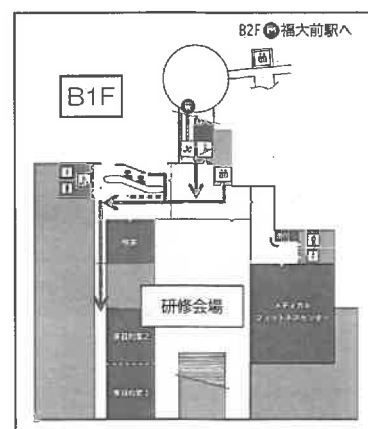
地下鉄でお越しの方

七隈線「福大前駅」よりエレベーターもしくはエスカレーターで地下1階へお越しください。



外来駐車場をご利用の方

夜間出入口より建物内へ入り、エスカレーターで地下1階へ降りる、
もしくは正面玄関前を通りメディカルホール前のエレベーターを使用して地下1階へ
お越しください。



メディカル
ホール

外来駐車場
方面

福岡大学病院
Fukuoka University Hospital